

田子町県境不法投棄原状回復調査協議会
環境再生ワーキンググループ(合同)会議 議事要旨

- 日時及び場所 平成21年12月18日(金)15:00～16:50 役場第2会議室
- 出席者 中村忠充委員、釜淵嘉内委員、坂下文明委員、月館勝男委員、坂上實委員、一ノ渡尚武委員、宮村純吉委員、中村博明委員、澤口博二委員、久慈正良委員 10名
(町:中澤室長、古郡主事 2名) (傍聴:マスコミ関係2名)
- 案件 青森県の環境再生計画(案)に対する今後の対応について
その他
- 配布資料 ・青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画(案)等に対する要望、回答及びお尋ねする事項について(案)

■ 討議内容：

(1)青森県の環境再生計画(案)に対する各委員からの意見等

1. 環境再生計画(案)に対する田子町の考え方と要望について

- ・前回の県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会において、古市会長がおっしゃっていたように、全国のモデルになるような再生手法となることを要望する。
- ・町県境不法投棄原状回復調査協議会の立場としては、現時点では県の計画や意見に完全に同調することはすべきでない。

【①自然再生について】

- ・再生の具体的手法が県から示されていないので、植樹可能地の選定、客土の準備やキャッピングの必要性及び方法について、町から提出する文書に具体的に記述したほうがよいのではないか。
- ・来年度からでも試験的に植樹を開始することを強く要望したい。本格的に植樹に着手する前段として、樹種や土質、植え方など、様々な状況で植樹を試験的に実施する。あわせて客土の必要性についても早急に検討してほしい。植樹の手法について現時点で議論しても仕方がない。まずは実際に取り組み、その結果を見て手法を決定すべき。
- ・植樹の下準備として、まずは草地を造成することが必要ではないか。廃棄物等撤去後の現場は、生物でいうと皮膚が剥がされた状態。まずは皮膚(草地)を回復させる必要がある。
- ・廃棄物等撤去後の現場は、傾斜地は草地造成、平坦地は客土を入れるなど、地形や場所によって対策を変えながら取り組んでほしい。
- ・田子は農業が基幹産業であるから、自然再生は非常に重要な事項。どの程度の期間を要するか分からないが、植樹するということはその後の手入れなど後々のケアが大切。

【②情報発信について】

- ・情報発信はあくまでも県の事業として取り組むことを強く書いてほしい。
- ・資料展示・公開の場所の選定については、岩手県からの動きも必要。浸出水処理施設の活用ではなく、現場へ施設を設ける動きへと繋がることを期待したい。両県合同で展示・公開施設を設置することを強く求めたい。
- ・資料展示・公開することは、県内外の方々から広く見ていただくということ。そうした意味でも現場内へ設けるべきであり、現場の原状回復から環境再生までの一連の様子とともに公開すべき。

2. 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会委員の意見及び青森県から打診のあった事項に対する回答

【「田子町の既存の公共施設において資料展示・公開をできるところがあるか」について】

- ・町民俗資料館の活用は現実的ではない。
- ・県の想定している規模など詳細が全く不明。

3. 環境再生計画の策定に関してお尋ねしたい事項 →文書(案)に対する特段の意見なし

(2)その他の意見等

- ・現場から出た覆土の再利用について、土壌環境基準値以下であっても数値に幅があるので如何なものか。
- ・原状回復事業において、青森県の浸出水処理施設の処理能力に若干の余裕があるのであれば、岩手県の水処理を請け負うなど、今の時点から協力しあって取り組み、環境再生事業へと共に向かってほしい。
- ・現場の環境再生事業に向けて、青森・岩手両県の合同会議を開催できないものか。今からでも両県の環境再生へ向けた調整が必要ではないか。

■ 今後の対応について： _____

- ・今回討議いただいた文書(案)は12月22日(火)までに県に提出をすることで作業を進める。
- ・青森県でパブリックコメントを開始した時点で、町協議会の全委員にお知らせをし、コメントを記入する用紙を全委員に送付して提出してもらおうように事務局で準備をしてほしい。